

国民年金保険料の納付が 困難なときはご相談ください

●申請免除制度

経済的に保険料の納付が困難な方で、本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定額以下の場合に、申請により保険料が免除される制度です。この申請免除制度には、保険料の全額が免除される「全額免除」と、保険料の半額が免除され残りの半額を納付する「半額免除」があります。

●若年者納付猶予制度（平成27年6月まで）

本人の所得が低くても、所得が一定額以上の世帯主（親など）と同居している場合は、保険料免除の対象にはなりません。

そこで、若年層の雇用状況が厳しいことなどを踏まえ、20歳代の本人及び配偶者の前年の所得が一定額以下の場合に、申請により保険料納付が猶予される制度が平成17年4月に導入されました。

●所得基準が変わりました

単身世帯を中心に免除基準の見直しが行われ、所得要件が一部緩和されました。

●承認期間

7月（平成17年度の若年者納付猶予制度は4月）から翌年6月までです。前年の所得を確認するため、申請は毎年必要です。申請が遅くなると、万が一のときの障害年金や遺族年金が受けられなくなる場合がありますので、平成17年度分の申請がまだお済みでない方はお早めに申請ください。

審査基準となる所得（収入）の目安 《単身世帯の場合》（ ）内は収入

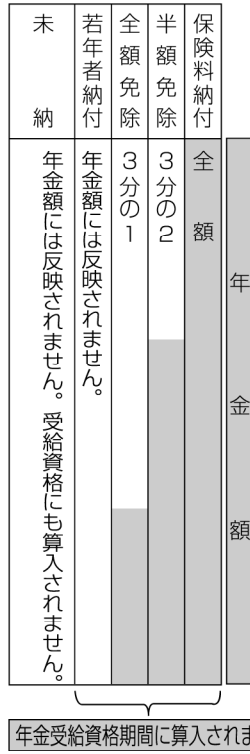
	平成16年度	平成17年度
全額免除	35万円 (100万円)	57万円 (122万円)
半額免除	85万円 (150万円)	141万円 (227万円)
若年者納付猶予		57万円 (122万円)

※審査基準となる所得の目安は家族構成などによって異なりますので、詳しくは社会保険事務所までお問い合わせください。
※基準額を超えていても、失業、災害等により認められる場合もあります。

●承認を受けた期間は：

免除や納付猶予の承認を受けた期間は、未納期間とは違い年金の受給資格 期間に算入されます。（半額免除は、半額の保険料を納付しないと未納になります。）

また、老齢基礎年金の金額を計算するときには、左図のとおり減額または反映されないことになっていきますのでご注意ください。なお、10年以内であれば追納することができますので、年金額を満額に近づけるためにも、余裕ができたときに追納することをおすすめします。（2年以上経過した場合は、当時の保険料に一定の加算額がかかります。）



申請手続きはお住まいの市町村役場・国民年金担当窓口で受付けております。
学生の方には「学生納付特例制度」がありますので、ご相談ください。

休日・時間外の年金相談のお知らせ（7月）

○第2月曜日は、県内4つの社会保険事務所において、受付時間を19時まで延長して年金相談を行っております。

○7月9日（土）は、県内4つの社会保険事務所において、9時30分から16時まで年金相談を行っております。

詳しい日程等につきましては、お近くの社会保険事務所までお問い合わせください。

通常より混雑も少ないと思われるので、どうぞお気軽にご利用ください。

◎国民年金保険料は翌月末が納付期限です。期限内に納めるようにしましょう。
◎国民年金保険料の納付は、便利でお得な「口座振替」をご利用ください。

問い合わせ先

高知西社会保険事務所
☎875-1717

町営住宅 「吾北シルバーハウス」 入居者募集のお知らせ

この町営住宅「吾北シルバーハウス」の入居者募集を次のとおり行います。

【入居資格】

現在、この町に居住又は勤務されている60歳以上の方で、申込時に配布する手引き等の入居資格に該当する方。

【申込書配布期間及び受付期間】
7月1日（金）～7月15日（金）
（ただし土・日曜日を除く。）

【町営住宅の概要】

募集戸数 1戸
団地名 吾北シルバーハウス
場所 吾北小川西津賀才65番地
構造 木造平屋建て
間取り 2DK

